

別居の親、祖父母らが国賠提訴へ

面会交流の壁なくしたい

離婚などによって別居することになった親と子の面会交流が、当初の取り決め通り果たされないケースが後を絶たない。民法に実行させる規定がないため、面会を拒否され子と会えなくなった別居親たちが、法の整備を怠った国の責任を問うため今月、国家賠償を求める訴えを東京地裁に起こす。親子のつながりを保てる法の整備も促す。

(佐藤直子)

「簡単にはごにされる」



「最初は不思議でした。子と同居する親と、別居する親とで決めた面会交流が、なぜ簡単にはごにされてしまうのか」。この問題に長年携わってきた作花知志弁護士がため息をつく。二〇一一年に改正された民法は、協議離婚の際、どちらが子の親権者になるかや、養育費の分担と面会交流について夫婦で取り決めると定めている。話し合い面会交流で2人の娘と切り絵をする上野傑さん(中央)11月、東京都武蔵野市の自宅で(上野さん提供、一部画像処理)

でまとまらない場合は、家庭裁判所が調停や審判で判断する。

しかし、面会交流は頻度や方法を決め、別居親に問題がない場合でも、同居親が「もう相手と関わりたくない」などと拒めば子と会えなくなるのが実情だ。コロナ禍では「感染予防」も理由にされている。家裁が面会交流の頻度を決める場合も月一回、数時間が多く、海外のように子育てが十分できる時間ではない。

なぜ別居親の権利は弱いのか。作花さんによると、日本では離婚後、父母のどちらか一方に親権を定める「単独親権制」を採るため、権利に格差が生まれる。作花さんは、罰則など面会交流を確実に実行させるための規定がないことがその問題だという。「つまり面会交流は誰の権利なのか、誰が誰に対して実行の

「子にとっても権利」法整備促す

義務を負うのかが定められていない」と説く。

訴訟は作花さんが代理人を務め、十代前半から七十年代までの男女十七人が原告に名を連ねる予定。別居する子と会えないか、会えても頻度が少ない父母、孫に会えない祖父母、別居親に会わせてもらえない子ら、さまざまな立場から面会交流を問う訴訟になる。

法廷では憲法二三条(幸福追求権)などを根拠に、立法を怠った国の不作為を違憲と主張し国家賠償を求め。最大の目的は十分な面会交流を保障する法の整備だ。「親と子、祖父母と孫の面会交流は基本的人権であり、原則自由であるべきだ。それを制限できるのは子の福祉に反する場合だけ」と作花さんは言う。

そうした規定は、離婚後も共同親権制を採用し、面会交流を基本的人権とする欧米諸国やオーストラリア、韓国などにはある。「イタリアの民法は祖父母の面会交流も定めている。親子の交流を補つという考

え方に根差している」

原告の一人として加わる東京都武蔵野市の会社員上野傑さん(三三)は「離婚しても親子は自由に会える社会に変えたい」と思いを語る。子育てを巡る考え方の違いから昨春、妻が双子の娘を徒歩数分の実家に連れ去り、同じ親なのにまともに会えなくなった。

三歳になった娘たちは自宅前の保育所に通う。上野さんは家裁に面会交流調停を申し立てたが、月一回、六時間しか会えない。「娘たちは『なぜもっとおとちゃんとお遊べないの?』と聞く。面会制限は子にとっでかわいそうです」

立命館大の二宮周平教授(家族法)は「離婚しても、子にとって両親はかけがえのない存在。安心感や自尊心につながる別居親との面会は子の権利。だからこそ父母の葛藤が大きい場合も実現できる制度を築く必要がある。訴訟は、面会交流の大切さを広く社会に問いかけるきっかけになる」と期待を寄せた。